

明日をになう子のために

第77号 令和7年4月 上三川町教育委員会

上三川町教育委員会では、子どもたちの「差別は絶対にいけない」「自分も相手も大切にしよう」という気持ちを育てていくとともに、子どもたちが、いつでも、どこでも、誰に対しても、偏見や差別のない言動が出来るよう、人権教育の積極的な推進に取り組んでいます。

さまざまな人権問題について、ご家庭で話し合いの時間をつくっていただけると幸いです。

同和問題（部落差別）と人権

同和問題は、日本固有の人権問題です。歴史の過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々は長年にわたり不合理な差別を受けてきました。国や地方公共団体はさまざまな対策を講じましたが、未だに差別的な言動や結婚を妨げるなどの人権侵害が起きています。同和問題の解決にむけ、正しい理解と差別意識をなくす取り組みが求められています。

女性の人権

「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において、さまざまな男女差別を生む原因となっています。DV、セクシャルハラスメント、ストーカー行為、性被害なども含まれます。

子どもの人権

子どもにも一人の人間として人権があります。しかし、いじめや体罰に苦しんでいたたり、親からの虐待やネグレクト（育児放棄）などが起きたり、子どもが被害者となる事件が起きています。ヤングケアラーも含まれます。

障がいのある人の人権

障がいがあることを理由とした就職差別、賃金による差別など、障がいのある人の自立と社会参加がはばまれています。



高齢者の人権

人は何歳になっても生きがいをもって生活したいと願っています。しかし、就職差別や、家族や介護者による虐待、預貯金などを無断で処分するなど、人権侵害が社会問題となっています。

HIV 感染者・ハンセン病および元患者の人たちの人権

HIV ウイルスやハンセン病について正しく理解されていないために、学校、職場などで差別されることがあります。



インターネットによる人権侵害

匿名で情報発信できる特性を悪用し、誹謗中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報を拡散したりするなどの深刻な問題となっています。



性的指向・性自認にかかわる人権問題

性意識は多様で、個人差があります。性的マイノリティー「LGBTQ+」などへの理解の不足から、偏見の目で見られるなどの問題があります。全ての人に関わる概念として「SOGIE」などという言葉もあります。

その他の人権問題

外国人、アイヌの人々、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題、災害に伴う人権問題、ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題など…

「共生社会」の実現のために

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。改正障害者差別解消法は、令和6年4月1日に施行されました。

「合理的配慮」とは

合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められているものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

対象となる「障がい者」

この法律に書いてある「障害者」とは、障がい者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいも含まれます）がある人で、日常生活や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

「合理的配慮」の具体例



出典

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

リーフレット『「合理的配慮」を知っていますか？』

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付障害者施策担当

リーフレット「合理的配慮の提供が義務化されました」

☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

☆障害者差別に関する相談を自治体・各府省庁等の適切な相談窓口につなげる窓口
詳しく知りたい方はこちら

障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html